

四日市市単独公共下水道（日永処理区）基本計画等変更業務委託 仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本業務委託（以下「業務」という。）は、発注者において、公共下水道事業を施行するに当たり、特記仕様書に示す事項に係る下水道法第4条に規定する全体計画の変更及び事業計画の変更、都市計画法第60条に規定する事業計画の変更を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当って発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 委託業務着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者・照査技術者選任通知書

(ニ) 納品書 (ホ) 委託業務完了届 (ヘ) 請求書

なお、承諾された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

(1) 受託者は管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道））かつ技術士（上下水道部門（下水道））の資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

(3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

- (1) 受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、業務完了後に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責により、業務の内容に適合しないものである場合、受託者はただちに該当業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受託者の協議によるものとする。

第2章 計画

2.1 一般事項

受託者は、調査及び計画、設計、図書の作成に当り、地域社会の動向、国土形成計画、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画、その他の上位計画、土地利用その他、地域地区の計画、都市計画に関する基礎調査との関連性、公害防止計画との整合性、該当地域に係る下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地域については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

2.4 調査及び計画、図書の作成

受託者は、発注者より提供した資料、受託者が調査収集した事項及び資料、関係者の打合せ

結果等を十分検討した後、関係法令を遵守し、下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）の「標準業務内容」に基づいて全体計画及び事業計画を作成するものとする。

2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 成果品の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 下水道全体計画図書

(イ) 下水道全体計画説明書	A 4判製本	5部
(ロ) 下水道全体計画一般図（汚水及び雨水）（縮尺 1/10,000 程度）	白焼き	2部
(ハ) 区画割施設平面図（汚水及び雨水）（縮尺 1/2,500 程度）	白焼き	2部
(ニ) 幹線管きよ縦断面図（縮尺横 1/2,500 程度、縦 1/100 程度）	白焼き	2部
(ホ) 管きよの流量計算書	白焼き	2部
(ヘ) ポンプ場、処理施設平面図（縮尺 1/1,000 程度）	白焼き	2部

(2) 下水道法事業計画図書

(イ) 事業計画書	協議申出図書 3部・A 4判製本	10部
(ロ) 事業計画説明書	協議申出図書 3部・A 4判製本	10部
(ハ) 下水道計画一般図（汚水及び雨水）（縮尺 1/10,000 程度）	白焼き	3部
(ニ) 主要な管きよの区画割施設平面図（汚水及び雨水）（縮尺 1/2,500 程度）	白焼き	3部
(ホ) 主要な管きよ縦断面図（汚水及び雨水）（縮尺横 1/2,500 程度、縦 1/100 程度）	白焼き	3部
(ヘ) 主要な管きよの流量計算書	白焼き	3部
(ト) ポンプ場施設図（縮尺 1/500 程度）	白焼き	3部
(チ) 処理場施設図（縮尺 1/500 程度）	白焼き	3部
(リ) その他参考図書		
区画割平面図（汚水・雨水）（縮尺 1/2,500 程度）	白焼き	3部
縦断面図（縮尺横 1/2,500 程度、縦 1/100 程度）	A 3 白焼き	3部
枝線の管きよ流量計算書	A 4 白焼き	3部

(3) 都市計画法事業認可申請図書

(イ) 申請書	申請図書 3部・A 4判製本	10部
(ロ) 計画書	申請図書 3部・A 4判製本	10部
(ハ) 資金計画書	申請図書 3部・A 4判製本	10部
(ニ) 事業地を表示する図面		
① 下水道計画一般図（縮尺 1/25,000 程度）	白焼き着色	3部
② 主要な管きよの施設平面図（縮尺 1/2,500 程度）	白焼き着色	3部
③ 管きよ平面図（縮尺 1/500 程度）	白焼き着色	3部
④ ポンプ場平面図（縮尺 1/500 程度）	白焼き着色	3部
⑤ 終末処理場平面図（縮尺 1/500 程度）	白焼き着色	3部
(ホ) 設計の概要を表示する図面		
① 区画割平面図（縮尺 1/2,500 程度）	白焼き	3部

②ポンプ場，処理施設計画平面図（縮尺 1/500 程度） 白焼き 3部

（へ）その他参考図書

計画概要書，都市計画用途地域図，主要管きょ縦断面図，ポンプ場・処理施設

水位関係図，ポンプ場吐口等施設図，流量表，字界図，丈量図 白焼き 3部

(4) 浸水解析による対策効果検証

（イ）報告書

A4判製本 3部

(5) 打合せ議事録

(6) 電子成果品一式

※電子データには、原稿データ（Word または Excel 及び PDF 形式）、図面データ（PDF、JPEG 形式）

とともに、流出解析モデルデータかつこれを変換した csv ファイル及び shp ファイルを含む。

第4章 参考図書

4.1 参考図書

(1) 下水道事業の手引き（日本水道新聞社）

(2) 下水道計画の手引き（全国建設研修センター）

(3) 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）

(4) 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）

(5) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）

(6) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）

(7) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）

(8) 下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）

(9) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）

(10) バイオソリッド利活用基本計画（下水汚泥処理総合計画）策定マニュアル
（日本下水道協会）

(11) 新都市計画の手続（都市計画協会）

(12) 町村下水道着手マニュアル（日本下水道協会）

(13) 下水道収支分析モデルの作成について（日本下水道協会）

(14) 流出解析モデル利活用マニュアル（日本下水道新技術機構）

(15) 下水道雨水管理計画策定マニュアル（全国上下水道コンサルタント協会）

(16) 四日市市単独公共下水道事業基本計画説明書（四日市市上下水道局）

(17) 四日市市単独公共下水道事業計画変更協議申出書（四日市市上下水道局）

(18) 四日市市都市計画公共下水道第1号公共下水道事業計画変更認可申請書（四日市市上下水道局）

(19) 四日市市総合治水対策 雨水対策編（四日市市総合治水対策検討委員会）

(20) 四日市市公共下水道雨水基本計画書（四日市市上下水道局）

(21) 四日市市下水道総合地震対策事業計画書（四日市市上下水道局）

(22) 四日市市公共下水道長寿命化計画（四日市市上下水道局）

(23) 四日市市公共下水道施設再構築計画（四日市市上下水道局）

- (24) 生活排水処理施設整備計画改定業務委託 報告書（四日市市上下水道局）
- (25) 四日市・鈴鹿水域外 3 水域流域別下水道整備総合計画（三重県）
- (26) 四日市市雨水管理総合計画（四日市市上下水道局）
- (27) 四日市市公共下水道再構築基本設計（ストックマネジメント全体計画）業務委託（四日市市上下水道局）
- (28) 四日市市公共下水道ストックマネジメント計画（四日市市上下水道局）